

新宿区保育ルーム一時保育の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区保育ルーム事業実施要綱（平成21年9月3日21新子保保第1557号）に規定する保育ルーム（以下「保育ルーム」という。）における一時保育の実施（以下「一時保育の実施」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施基準)

第2条 一時保育の実施は、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し一時的に保育することができない場合に、保育ルームにおいて行うものとする。

(1) 次に掲げる状態にある場合

- ア 死亡又は行方不明により不在の場合
- イ 病気・出産等により入院又は自宅療養（安静）を必要とする場合
- ウ 家族が入院し、その看護に当たる場合
- エ 災害等により復旧工事に従事する場合

(2) 冠婚葬祭に出席する場合

(3) P T A会議等、各種の会合に出席する場合

(4) 育児に伴う心理的及び肉体的な負担を解消するために保育を必要とする場合

(5) 家庭的保育者と契約しており、当該家庭的保育者が児童を預かれない状況にある場合

(6) 断続的に就労する場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、保護者の状況から、保育に欠けると区長が認める場合

(対象児童)

第3条 一時保育の実施の対象者は、次の各号のすべてに該当する児童とする。

(1) 新宿区に居住していること。

(2) 次に掲げる年齢であること。

ア 1歳児クラス及び2歳児クラスの保育ルームにあつては、基準日（利用する年度の初日の前日をいう。）における年齢が満3歳未満で、利用日に満1歳に達していること。

イ 1歳児から5歳児クラスを有する保育ルームにあつては、基準日（利用する年度の初日の前日をいう。）における年齢が満6歳未満で、利用日に満1歳に達していること。

(3) 健康で集団保育が可能なこと。

(4) 保護者が第2条各号のいずれかに該当していること。

(保育時間)

第4条 一時保育の実施の保育時間は、午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で8時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、一時保育の実施の保育時間を変更することができる。

(利用日数)

第5条 一時保育の実施の利用日数は、同一月内5日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、一時保育の実施を希望する保護者が第2条第1号及び第5

号に該当する場合（以下「緊急一時保育が必要な場合」という。）には、1 か月を限度に、必要に応じて区長が認める日数とする。

（利用日）

第6条 一時保育の利用日は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

（利用定員）

第7条 一時保育の実施の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1日につき3名までとする。ただし、受入れ態勢がある場合は、3名を超えることができる。
- (2) 保育ルームえどがわ園にあっては、1日につき5名までとする。ただし、受入れ態勢がある場合は、5名を超えることができる。

（利用申込み）

第8条 一時保育の実施の利用申込みは、保育ルーム一時保育申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出して行うものとする。

- 2 前項の利用申込みは、一時保育の実施を行う日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の25日（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは翌日以降の保育ルーム事業実施日）から利用日の5日前（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは当該日の直前の保育ルーム事業実施日）までに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急一時保育が必要な場合は利用日の直前の保育ルーム事業実施日までに行うものとする。

（利用承諾）

第9条 区長は、前条の規定による利用申込に基づき一時保育の実施を行う児童について、一時保育の実施を承諾する決定を行うものとする。

- 2 一時保育の実施を承諾する決定は、第8条に定める利用定員内において行うものとする。
- 3 一時保育の実施を承諾する決定を行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 1歳児及び2歳児併せた児童の定員に空きがあるときに限る。
 - (2) 保育ルームえどがわ園にあっては、一時保育を希望する児童の年齢クラスが1歳児又は2歳児であるときは、1歳児及び2歳児併せた児童の定員に空きがあるときに限るものとし、一時保育を希望する児童の年齢クラスが3歳児、4歳児又は5歳児であるときは、3歳児、4歳児及び5歳児併せた児童の定員に空きがあるときに限るものとする。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、緊急一時保育が必要な場合又は受入れ態勢がある場合は、定員を超えてこれを行うことができる。
- 4 前項により一時保育の実施を承諾する決定を行い得る場合において、保育ルームの各種行事等により一時保育を行うことに支障があるときは、区長は、一時保育の実施を不承諾とする決定を行うことができる。
- 5 区長は、第1項の規定により承諾する決定を行った場合には、利用申込者に対して保育ルーム一時保育承諾書（第2号様式）により通知しなければならない。

(不承諾)

第 10 条 区長は、前条の規定による利用申込に対して一時保育の実施を行わない児童について、一時保育の実施を不承諾とする決定を行うものとする。

2 区長は、前項による不承諾とする決定を行った場合には、利用申込者に対して保育ルーム一時保育不承諾通知書（第 3 号様式）により通知しなければならない。

(面接等)

第 11 条 区長は、第 10 条第 1 項の承諾する決定を行う場合には、利用日の 3 日前（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは当該日の直前の保育ルーム事業実施日）までに一時保育の実施を希望する児童及び当該児童の保護者と面接することとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急一時保育が必要な場合は利用日の前日（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは当該日の直前の保育ルーム事業実施日）までに面接を行うものとする。

3 前 2 項の場合において、当該保護者が第 6 条第 2 項に該当する場合は、必要に応じて当該児童の健康診断も行うこととする。

(辞退)

第 12 条 保護者は、一時保育の実施を辞退しようとするときは、利用日の前日（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは当該日の直前の保育ルーム事業実施日）の正午までに、保育ルーム一時保育辞退届書（第 4 号様式）を区長に提出しなければならない。これを過ぎた場合又は保育ルーム一時保育辞退届書を提出せずに利用しなかった場合は、一時保育を実施したものとみなす。

(変更)

第 13 条 保護者は、利用日を変更しようとするときは、保育ルーム一時保育利用日変更申請書（第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用日の変更は、同一月内に限る。

3 第 1 項の規定による保育ルーム一時保育変更申請書の提出は、利用日の 3 日前（当該日が保育ルーム事業の休業日に当たるときは当該日の直前の保育ルーム事業実施日）までに行うものとする。

4 区長は、第 1 項の規定により保育ルーム一時保育利用日変更申請書の提出があったときは、一時保育実施の内容の変更の適否を審査し、申請者に通知する。

(利用料)

第 14 条 区長は、一時保育を実施したときは、本人又は保護者から当該一時保育に係る料金（以下「利用料」という。）を徴収する。

2 前項の規定により徴収する利用料の日額は、児童一人につき、1,000 円とする。利用料には給食代を含む。

3 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている世帯に属する場合には、当該児童に係る利用料を免除することができる。

4 第 1 項の利用料の納期限は、一時保育が実施された月の翌月の末日とする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭

部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用申込及び利用承諾その他の施行日以後の一時保育の実施に関し必要な手続については、施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育ルームつるまき園に係る利用申込及び利用承諾その他の施行日以後の一時保育の実施に関し必要な手続については、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。